

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令新旧対照条文

目次

○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（第一条関係）	1
○ 警察法施行令（昭和二十九年政令第五百一十一号）（第二条関係）	2
○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（第三条関係）	3
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（第四条関係）	5
○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）（第五条関係）	7
○ 精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）（第六条関係）	12
○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（第七条関係）	14
○ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（第八条関係）	15
○ 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（第九条関係）	16
○ 公認心理師法施行令（平成二十九年政令第二百四十三号）（第十条関係）	18
○ 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）（第十一条関係）	19

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○ 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)(第一条関係)

改正後	改正前
第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百八十二条の規定 二 十三 (略)	第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。 (新設) 一 十二 (略)

○ 警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）（第二条関係）

改正後	改正前
（国庫が支弁する都道府県警察に要する経費） 第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。 一 七 （略） 八 次に掲げる犯罪の捜査に必要な旅費、物件費、捜査費その他の経費 イ レ （略） ソ 日本国民の国外における犯罪のうち殺人、放火、強盗、不同意性交等、傷害、略取誘拐、窃盗又は詐欺の犯罪であつて重要なもの ツ ナ （略） 九 十三 （略）	（国庫が支弁する都道府県警察に要する経費） 第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。 一 七 （略） 八 次に掲げる犯罪の捜査に必要な旅費、物件費、捜査費その他の経費 イ レ （略） ソ 日本国民の国外における犯罪のうち殺人、放火、強盗、強制性交等、傷害、略取誘拐、窃盗又は詐欺の犯罪であつて重要なもの ツ ナ （略） 九 十三 （略）

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（第三条関係）

改正後	改正前
（人の生命又は身体を害する罪等） 第十二条（略） 2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 刑法第九十五条、第九十六条の三、第九十六条の四、第九十六条の五（同法第九十六条の三又は第九十六条の四に係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第九十八条、第九十九条、第一百条第二項、第一百一条、第一百二条（同法第九十七条及び第一百条第一項に係る部分を除く。）、<u>第一百七十六条第一項、第一百七十七条第一項、第一百八十条（同法第一百七十六条第一項又は第一百七十七条第一項に係る部分に限る。）、</u>第九十四条、第九十五条、第二百二十条若しくは第二百二十三条に規定する罪、同法第二編第三十三章（同法第二百二十八条の二から第二百二十九条までを除く。）に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等、加害目的被略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。）又は同法第二百三十四条、第二百三十六条、第二百三十八条、第二百四十一条第一項、第二百四十三条（同法第二百三十六條又は第二百三十八條に係る部分に限る。）、第二百四十九条若しくは第二百五十条（同法第二百四十九条に係る部分に限る。）に規定する罪	（人の生命又は身体を害する罪等） 第十二条（略） 2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 刑法第九十五条、第九十六条の三、第九十六条の四、第九十六条の五（同法第九十六条の三又は第九十六条の四に係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第九十八条、第九十九条、第一百条第二項、第一百一条、第一百二条（同法第九十七条及び第一百条第一項に係る部分を除く。）、<u>第一百七十六条、第一百七十七条、第一百八十条（同法第一百七十六条又は第一百七十七条に係る部分に限る。）、</u>第九十四条、第九十五条、第二百二十条若しくは第二百二十三条に規定する罪、同法第二編第三十三章（同法第二百二十八条の二から第二百二十九条までを除く。）に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等、加害目的被略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。）又は同法第二百三十四条、第二百三十六条、第二百三十八条、第二百四十一条第一項、第二百四十三条（同法第二百三十六條又は第二百三十八條に係る部分に限る。）、第二百四十九条若しくは第二百五十条（同法第二百四十九条に係る部分に限る。）に規定する罪

二
ノ
五
十
（略）

二
ノ
五
十
（略）

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（第四条関係）

改正後	改正前
（法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為） 第十七条 法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第三百三十六條若しくは第三百三十七條（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第三百三十九條第二項、第四百十條、第七十六條、第七十七條、第七十九條から第八十二條まで又は第八十七條の罪に当たる違法な行為 二 十三 （略） （法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為） 第二十八條 法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。 一 （略） 二 刑法第三百三十六條若しくは第三百三十七條（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第三百三十九條第二項、第四百十條、第七十四條から第七十七條まで、第七十九條から第八十三條まで、第二百二十三條、第二百二十四條、第二百二十五條（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六條、第二百二十六條の二（第三項については、	（法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為） 第十七条 法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第三百三十六條若しくは第三百三十七條（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第三百三十九條第二項、第四百十條、第七十六條から第八十一條まで又は第八十七條の罪に当たる違法な行為 二 十三 （略） （法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為） 第二十八條 法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。 一 （略） 二 刑法第三百三十六條若しくは第三百三十七條（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第三百三十九條第二項、第四百十條、第七十四條から第七十七條まで、第二百二十三條、第二百二十四條、第二百二十五條（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六條、第二百二十六條の二（第三項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に

営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二又は第二百二十六条の三の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第二百二十八条（同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二、第二百二十六条の三又は第二百二十七条第一項若しくは第三項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為

三
十
（略）

限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二又は第二百二十六条の三の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第二百二十八条（同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二、第二百二十六条の三又は第二百二十七条第一項若しくは第三項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為

三
十
（略）

○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）（第五条関係）

改正後	改正前
（法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定） 第一条 社会福祉士に係る社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、<u>刑法（明治四十年法律第四十五号。第八十二条の規定に限る。）</u>、<u>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）</u>、<u>身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）</u>、<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）</u>、<u>生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）</u>、<u>社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）</u>、<u>児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）</u>、<u>老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）</u>、<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）</u>、<u>児童手当法（昭和三十九年法律第七十三号）</u>、<u>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）</u>、<u>精神保健福祉士法（平成九年法律第二百三十一号）</u>、<u>児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）</u>、<u>児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）</u>、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）</u>、<u>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律</u>	（法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定） 第一条 社会福祉士に係る社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、<u>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）</u>、<u>身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）</u>、<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）</u>、<u>生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）</u>、<u>社会福祉法（昭和三十六年法律第二百三十八号）</u>、<u>老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）</u>、<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）</u>、<u>児童手当法（昭和三十九年法律第七十三号）</u>、<u>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）</u>、<u>精神保健福祉士法（平成九年法律第二百三十一号）</u>、<u>児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）</u>、<u>児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）</u>、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）</u>、<u>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）</u>、<u>就学前の子どもに関する教育、保</u>

（平成十七年法律第二百二十四号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第一百十号）及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）の規定とする。

2
（略）

（法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

第十四条の二 法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、刑法（第百八十二条の規定に限る。）、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等

育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第一百十号）及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）の規定とする。

2
（略）

（法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

第十四条の二 法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関

の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、精神保健福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律及び児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法及び自殺対策の総合的な効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の規定とする。

附 則

（法附則第三条第三号の政令で定める社会福祉に関する法律の規定）

第二条の二 法附則第三条第三号の政令で定める社会福祉に関する法律の規定は、刑法（第百八十二条の規定

する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、精神保健福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法及び自殺対策の総合的な効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の規定とする。

附 則

（法附則第三条第三号の政令で定める社会福祉に関する法律の規定）

第二条の二 法附則第三条第三号の政令で定める社会福祉に関する法律の規定は、児童福祉法、身体障害者福

に限る。）、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、精神保健福祉士法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律及び自殺対策の総合的な効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の規定とする。

（法附則第十一条第三項第三号及び第十四条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

第三条 法附則第十一条第三項第三号及び第十四条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、刑法（第百八十二条の規定に限る。）、児

祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、精神保健福祉士法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律及び自殺対策の総合的な効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の規定とする。

（法附則第十一条第三項第三号及び第十四条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

第三条 法附則第十一条第三項第三号及び第十四条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師

童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、精神保健福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高年齢者虐待の防止、高年齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年程度等における子ども手当の支給に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の規定とする。

助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、精神保健福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高年齢者虐待の防止、高年齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年程度等における子ども手当の支給に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の規定とする。

○ 精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）（第六条関係）

改正後	改正前
（法第三条第三号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定） 第一条 精神保健福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定は、<u>刑法（明治四十年法律第四十五号。第百八十二条の規定に限る。）</u>、<u>児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）</u>、<u>医師法（昭和二十三年法律第二百一号）</u>、<u>保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）</u>、<u>身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）</u>、<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）</u>、<u>生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）</u>、<u>社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）</u>、<u>児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）</u>、<u>老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）</u>、<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第七百三十四号）</u>、<u>児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）</u>、<u>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）</u>、<u>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）</u>、<u>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）</u>、<u>児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）</u>、<u>児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）</u>、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年</u>	（法第三条第三号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定） 第一条 精神保健福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定は、<u>児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）</u>、<u>医師法（昭和二十三年法律第二百一号）</u>、<u>保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）</u>、<u>身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）</u>、<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）</u>、<u>生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）</u>、<u>社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）</u>、<u>児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）</u>、<u>老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）</u>、<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）</u>、<u>児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）</u>、<u>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）</u>、<u>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）</u>、<u>児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）</u>、<u>児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）</u>、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）</u>、<u>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支</u>

法律第二百二十三号)、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十七号)、第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。)、公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)及び自殺対策の総合的な実施の活用等の推進に関する法律(令和元年法律第三十二号)の規定とする。

援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十七号)、第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。)、公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)及び自殺対策の総合的な実施の活用等の推進に関する法律(令和元年法律第三十二号)の規定とする。

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（第七条関係）

改正後

改正前

（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）

第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 刑法第七十四条に規定する罪、同法第七十五条第一項に規定する罪（児童に頒布し、又は公然と陳列する行為に係るものに限る。）、同法第七十六條に規定する罪（児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、同法第七十七條に規定する罪（児童に対する性交等に係るものに限る。）、同法第七十九條に規定する罪、同法第八十條若しくは第八十一條に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）、又は同法第八十三條に規定する罪（児童である女子を勧誘して姦淫させる行為に係るものに限る。）

四 二十六 （略）

（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）

第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 刑法第七十四条に規定する罪、同法第七十五条第一項に規定する罪（児童に頒布し、又は公然と陳列する行為に係るものに限る。）、同法第七十六條に規定する罪（児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、同法第七十七條に規定する罪（児童に対する性交等に係るものに限る。）、同法第七十八條に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）、同法第七十九條に規定する罪、同法第八十條若しくは第八十一條に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）、又は同法第八十二條に規定する罪（児童である女子を勧誘して姦淫させる行為に係るものに限る。）

四 二十六 （略）

改正後	改正前
第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 刑法第九十五条、第九十六条の三、第九十六条の四、第九十六条の五（同法第九十六条の三又は第九十六条の四に係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第九十八条、第九十九条、第一百条第二項、第一百一条、第一百二条（同法第九十七条及び第一百条第一項に係る部分を除く。）、<u>第一百七十六条第一項、第一百七十七条第一項、第一百八十条（同法第一百七十六条第一項又は第一百七十七条第一項に係る部分に限る。）、</u>第九十四条、第九十五条、第二百二十条若しくは第二百二十三条に規定する罪、同法第二編第三十三章（同法第二百二十八条の二から第二百二十九条までを除く。）に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等、加害目的被略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。）又は同法第二百三十四条、第二百三十六条、第二百三十八条、第二百四十一条第一項、第二百四十三条（同法第二百三十六條又は第二百三十八條に係る部分に限る。）、第二百四十九条若しくは第二百五十条（同法第二百四十九条に係る部分に限る。）に規定する罪 二〃五十（略）	第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。 一 刑法第九十五条、第九十六条の三、第九十六条の四、第九十六条の五（同法第九十六条の三又は第九十六条の四に係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第九十八条、第九十九条、第一百条第二項、第一百一条、第一百二条（同法第九十七条及び第一百条第一項に係る部分を除く。）、<u>第一百七十六条、第一百七十七条、第一百八十条（同法第一百七十六条又は第一百七十七条に係る部分に限る。）、</u>第九十四条、第九十五条、第二百二十条若しくは第二百二十三条に規定する罪、同法第二編第三十三章（同法第二百二十八条の二から第二百二十九条までを除く。）に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等、加害目的被略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。）又は同法第二百三十四条、第二百三十六条、第二百三十八条、第二百四十一条第一項、第二百四十三条（同法第二百三十六條又は第二百三十八條に係る部分に限る。）、第二百四十九条若しくは第二百五十条（同法第二百四十九条に係る部分に限る。）に規定する罪 二〃五十（略）

○ 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（第九条関係）

改正後	改正前
（法第十二条の五第四項第三号の政令で定める法律の規定） 第六条 法第十二条の五第四項第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十二条の規定 二 十二（略） （法第十六条の四第一項の政令で定める基準） 第十八条 法第十六条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 一 三（略） 四 次のいずれにも該当しない者であること。 イ・ロ（略） ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない	（法第十二条の五第四項第三号の政令で定める法律の規定） 第六条 法第十二条の五第四項第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。 （新設） 一 十一（略） （法第十六条の四第一項の政令で定める基準） 第十八条 法第十六条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 一 三（略） 四 次のいずれにも該当しない者であること。 イ・ロ（略） ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった

ニ
ス
ル
い
者

(略)

ニ
ス
ル
日
か
ら
起
算
し
て
五
年
を
経
過
し
な
い
者
(略)

○ 公認心理師法施行令（平成二十九年政令第二百四十三号）（第十条関係）

改正後	改正前
（法第三条第三号の保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるもの） 第一条 公認心理師法（以下「法」という。）第三条第三号の保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十二条の規定 二 二十九（略）	（法第三条第三号の保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるもの） 第一条 公認心理師法（以下「法」という。）第三条第三号の保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。 （新設） 一 二十八（略）

○ 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）（第十一条関係）

改正後	改正前
（免許等の欠格事由に係る罪） 第七条（略） 2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。 一 二十（略） 二十一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十四条、第一百七十五条、第八十三条、第二百三十五条、第二百四十三条（同法第二百三十五条に係る部分に限る。）、第二百四十七条、第二百五十条（同法第二百四十七条に係る部分に限る。）又は第二百五十四条の罪 二十二 四十七（略） （許可等の欠格事由に係る罪） 第二十七条（略） 2 法第四十五条第二項第二号イ(2)（法第四十六条第四項及び第四百四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、第七条第二項第一号から第二十一号までに掲げる罪（刑法第七十四条、第一百七十五条及び第八十三条の罪を除く。）とする。	（免許等の欠格事由に係る罪） 第七条（略） 2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。 一 二十（略） 二十一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十四条、第一百七十五条、第八十二条、第二百三十五条、第二百四十三条（同法第二百三十五条に係る部分に限る。）、第二百四十七条、第二百五十条（同法第二百四十七条に係る部分に限る。）又は第二百五十四条の罪 二十二 四十七（略） （許可等の欠格事由に係る罪） 第二十七条（略） 2 法第四十五条第二項第二号イ(2)（法第四十六条第四項及び第四百四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、第七条第二項第一号から第二十一号までに掲げる罪（刑法第七十四条、第一百七十五条及び第八十二条の罪を除く。）とする。

（特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪）
第三十二条 法第五十八条第三項において準用する法
第百十六条第二項第二号（法第五十八条第三項にお
いて準用する法第百十七条第四項において準用する場
合を含む。）の政令で定める罪は、第七条第二項第一
号から第十三号まで及び第二十一号に掲げる罪（刑法
第百七十四条、第百七十五条及び第百八十三条の罪を
除く。）とする。

（特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪）
第三十二条 法第五十八条第三項において準用する法
第百十六条第二項第二号（法第五十八条第三項にお
いて準用する法第百十七条第四項において準用する場
合を含む。）の政令で定める罪は、第七条第二項第一
号から第十三号まで及び第二十一号に掲げる罪（刑法
第百七十四条、第百七十五条及び第百八十二条の罪を
除く。）とする。